

肝臓機能障害による 身体障害者手帳の 交付について

4月から、身体障害者手帳の交付対象に肝臓機能障害が追加されます。該当するかは、下記へ申請してください。

■対象
重症化した肝臓機能障害等があり、国の定める基準に該当する人

■肝臓機能障害の範囲について(主な原因)

- ・ウイルス性肝炎
- ・自己免疫性肝炎
- ・原発性胆汁性肝硬変
- ・代謝性肝疾患
- ・薬剤性肝障害
- ・アルコール性肝障害

■申請の受け付け
2月1日(月)から受け付け開始(所定の診断書が必要)

■その他
上記に伴い、肝臓移植術・肝臓移植後の抗免疫療法等が、自立支援医療の対象となります。



問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

第11回 交通需要軽減キャンペーン

国土交通省近畿地方整備局・近畿運輸局、阪神高速道路、兵庫県警察では国道43号・阪神高速3号神戸線の大気環境改善に向け、「第11回交通需要軽減キャンペーン」を実施します。阪神高速5号湾岸線等へ迂回するなど、大気環境に配慮した道路利用をお願いします。

《実施期間 2月1日～28日》

問い合わせ 国土交通省近畿地方整備局 ☎06-6942-1141
阪神高速道路 ☎06-6952-8121

要介護認定の障害者控除・介護サービスでの医療費は、確定申告の控除対象になります

【要介護認定のかたの障害者控除の認定】
介護保険で要介護1以上に認定された65歳以上のかたは、確定申告の際に、障害者控除を受けられる認定書(障害者控除対象者認定書)を交付できる場合があります。

該当するかは、高年福祉担当にご相談ください。

■申請に必要なもの
申請者(障害者控除を受けるかた)の証明書(保険証等)
申請者の印鑑
要介護認定者のかたの証明書(保険証等)

【介護サービス等の利用に係る医療費控除の取り扱い】
■おむつにかかる費用
おむつ代について医療費控除を受ける場合、初回は医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付します。用紙は、高年福祉課にあります。

問い合わせ 高年福祉課高年福祉担当 ☎38-2044/高年福祉課介護保険担当 ☎38-2024

芦屋市地域包括支援センター運営協議会・ 芦屋市地域密着型サービス運営委員会

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2024/☎38-2160(〒659-8501 住所不要)
☎info@city.ashiya.hyogo.jp

市民委員を募集します

市地域包括支援センター運営協議会は、同センターの設置・公正・中立性の確保・適正な運営を図るために必要な事項を協議します。

また、市地域密着型サービス運営委員会は、サービスを提供する事業者の指定・サービスの質の確保を図るため、必要な事項について協議します。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進するために、次のとおり市民委員を募集します。

- 公募人数 二人以内
- 募集期間 二月一日～二十六日
- 募集資格 満年齢四十歳以上六十五歳未満のかた(平成二十一年四月一日現在)
- 活動期間 四月～平成二十四年三月末まで
- 応募方法 住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入し、地域における高齢者支援のあり方についてに関する作文(八百字以内、様式自由)を添えて、郵送・ファクスまたはメールで、二月十六日(金)までに上記へ応募原稿は返却しません。
- その他 応募の作文で、芦屋市地域包括支援センター運営協議会・芦屋市地域密着型サービス運営委員会委員(市民枠)推薦委員会へ決定。結果は、本人に通知します。

規定に基づき、委員報酬・交通費を支給

《介護保険》 受領委任払い取り扱い業者登録説明会

介護保険サービスとして住宅改修を行う場合の、受領委任払い取り扱い業者登録説明会を開催します。

登録希望者は、ご参加ください。

■日時 平成21年度登録業者... 2月23日(火) 午前10時～10時30分
平成22年度新規登録希望業者... 2月23日(火) 午前11時～正午

■会場 市役所分庁舎 2階大会議室

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2024/☎38-2160

地域密着型サービス事業者の公募について

市では、「第4期介護保険事業計画(平成21～23年度)」に基づき、平成22年度の地域密着型サービスの開設を希望する事業者を募集します。

【公募対象】 - のサービスについて組み合わせ自由(必須)の短期入所生活介護の併設については、ご相談に応じます。

サービス種別	山手生活圏域(定員)	潮見生活圏域(定員)
①小規模多機能型居宅介護	2 (25人程度)	
②地域密着型特定施設入居者生活介護	1 (20人以下)	
③地域密着型介護老人福祉施設		1 (29人以下)
※地域交流スペース	施設ごとに地域交流スペースを設置すること	

【公募説明会】
■日時 3月1日(月) 午前10時～11時
■申し込み 2月26日(金)までに下記窓口へ
《注意事項》 応募を希望する事業者は、公募説明会への出席が必要となります。事前に、参加申込書(市ホームページからダウンロード可)を提出してください。

【応募書類の配布】
■配布期間 2月1日～26日(土・日・祝日は除く) 午前9時～午後5時30分
■配布場所 高年福祉課窓口

【質問の受け付け】
■期間 2月1日～26日(土・日・祝日は除く) 午前9時～午後5時30分
■質問方法 質問内容を簡潔にまとめた文書を提出するか、ファクスで送信してください。受け付け後、ファクスで回答します。

【応募書類の受け付け(要事前予約)】
■期間 3月1日～26日(土・日・祝日は除く) 午前9時～午後5時30分

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2024/☎38-2160

2月 テレビ 広報番組 ガイド

番組名	内容	放送時間
オープニング	うんじや隊の心	8:30
芦屋市の動き	1.17芦屋市祈りと誓い	12:00
芦屋市政キラ	市民の思いでつくる	16:00
トピックス	第4次芦屋市総合計画素案	19:00
	平成22年芦屋市消防出初め式	22:30
特集	楽しみいっぱい 芦屋市谷崎潤一郎記念館	※DVD
市民の時間	人生80から	VTR
	芦屋最高齢の合唱団 エイールエコー	貸出可

■アナログ放送は9chで、地上デジタル放送は11chでご覧ください。
■番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 ■CATV全般に関する問い合わせ ケーブルネット神戸芦屋(J:COM)カスタマーセンター ☎0120-13-8160

経済課(消費生活センター・観光協会ほか)の催し

「計量教室」参加者募集
肉・魚・野菜などバック入りの商品を買って、その商品に表示されている目ざ(量目)が正確かどうかを検査します。買ひ物された商品は、お持ち帰りができます。

■日時 2月18日(木) 午後1時～4時 ■会場 市役所分庁舎2階大会議室 ■対象 市内在住・在勤のかた。先着15人 ■応募方法 2月10日(水)までに経済課へ

問い合わせ 経済課 ☎38-2033(観光協会事務局)

《芦屋観光協会バスツアー》
中野酒造(長久邸)見学・道成寺拝観ほか
■日時 2月19日(金) 午前8時30分～午後6時(予定) ■集合 午前8時に経済課前 ■参加費 6,500円(観光協会会員6,000円) ■定員 先着40人 ■行程 中野酒造(長久邸)見学・試飲(道成寺拝観(昼食) 道の駅・明恵ふるさと館(買い物) 帰る) ■申し込み 2月1日(月)から参加費を添えて下記へ

問い合わせ 芦屋市消費者協会 ☎38-2179(経済課内)



医療保険と介護保険両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました。

世帯内の同一の医療保険・健康保険や国民健康保険・長寿医療後期高齢者医療(制度など)に加入しているかたについて、年間(毎年八月一日から翌年七月三十一日までの診療分)で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担額の合計が高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額下(表)を超えた場合、申請により自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

自己負担限度額を超える額については、医療費と介護サービス費の利用実績に応じて按分した額を、医療保険から、高額介護合算療養費、介護保険から、高額医療合算介護予防(サービス)費として支給されることとなります。

ただし、医療保険・介護保険いずれかの自己負担額が、〇円の場合または支給額が五百円以下の場合、支給がありません。また、高額療養費

費および高額介護予防サービス費の支給がある場合は、その支給金額を控除して合算します。

また、障害者医療助成等を受けているかたは、助成額を差し引いた金額が支給額となります。

【申請について】
■申請勧奨通知の送付
計算期間(平成二十一年四月一日から二十一年七月三十一日)を通して芦屋市国民健康保険・芦屋市介護保険および兵庫県長寿医療後期高齢者医療制度の被保険者で高額介護合算療養費の支給対象となると思われるかたには、平成二十一年七月三十一日現在に加入していた医療保険者から、二月以降長寿医療後期高齢者医療(制度)に加入者には、一月中旬に通知と申請書をお送りします。

■必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送ください。
途中で、医療保険・介護保険が変わったかたは...

計算期間中(平成二十一年四月一日から二十一年七月三十一日)に加入する医療保険・介護保険が変わったかた、または死亡や転出されたかたは、申請勧奨通知が届いていなくても、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象になる場合があります。

自己負担限度額を超えていると思われるかたは、計算期間中に加入していた医療保険者・介護保険者から自己負担額証明書を取得し、平成二十一年七月三十一日現在に加入していた医療保険者に申請してください。

また、計算期間中に芦屋市国民健康保険から長寿医療後期高齢者医療(制度)に変わった場合も同様です。

市役所各担当課へご相談ください。

高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額(平成21年7月末現在)

加入している保険	75歳以上のかたの世帯(65～74歳で一定の障がいのあるかたも含む)	70歳～74歳のかたの世帯	70歳未満のかたの世帯
現役並み所得者(70歳以上)・上位所得者(70歳未満)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者	II	31万円(41万円)	31万円(41万円)
	I	19万円(25万円)	34万円(45万円)

【上表の語句の説明】
■現役並み所得者(70歳以上)とは... 課税所得145万円以上の所得がある被保険者(制度加入者)と、その同一世帯に属する被保険者(制度加入者)と、ただし、収入額が一定の要件を満たす場合は、申請により「一般」の区分になります。

■上位所得者(70歳未満)とは... 世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯。

■低所得者II(70歳以上)・低所得者(70歳未満)... 住民税非課税の世帯をいいます。

■低所得者I(70歳以上)... 世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がない等のかた。ただし、年金収入のみの場合は、年金受給額80万円以下のかたです。

■一般とは... 上記のいずれにも該当しないかたを指します。

■()内の金額とは... 制度開始初年度である平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月の16カ月間を対象となり、その16カ月間の限度額を表しています。ただし、16カ月間で算出した支給金額より平成20年8月から平成21年7月までの12カ月間で計算した支給金額が高くなる場合は、12カ月間で算出した額を支給します。

医療保険と介護保険両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました

問い合わせ 保険医療助成課保険担当 ☎38-2035/同課医療助成担当 ☎38-2037/高年福祉課介護保険担当 ☎38-2046



「芦屋シティグラフ(ASHIYA CITY GRAPH)」好評発売中!

市では、「芦屋シティグラフ」(A4判・52ページ/全カラー刷り)を発行・発売しています。芦屋の自然や歴史、芦屋ゆかりの芸術・文学・文化。それらに触れつつ散歩を楽しめるコースの紹介、行政の動きや統計、また市内の医療機関一覧(地図)など盛りだくさんの情報を、写真170点のほかイラストや地図とともにわかりやすく掲載しています。ご利用ください。

■発売場所 市役所行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー ■定価 300円

問い合わせ 広報課 ☎38-2006